

2022年6月13日

株 主 各 位

東京都千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館

共栄セキュリティーサービス株式会社

代表取締役社長

我 妻 文 男

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますよう強くお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館3階 ベルサール神保町

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第38期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第4号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyoei-ss.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、監査役・会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載された上記の書類も含まれております。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、持ち直しの動きが続きました。一方で、地政学的リスク等による原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスク、感染症による影響など、不確実性は高い状況が続いております。

当社グループをとりまく経済環境は、警備業は社会活動を維持するために必要不可欠なサービスであり、その社会的ニーズは底堅く推移しております。一方で、感染症による影響、競合他社との価格競争に伴う価格低下圧力の高まり、人手不足を背景とした労務費や採用コストの上昇は、警備業界に影響を及ぼしております。

このような経営環境の下、当社グループは、長期的な事業の成長に向けて、売上及び利益拡大に向けて取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は、前期比1,813百万円増加し、7,997百万円となりました。これは、施設警備分野の大幅な増収などによるものであります。また、前期より積極的な若手人材の採用を進めており、正社員数が前期末565名から当期末642名となったことも、前述の収益機会を捉えた要因であります。なお、受注環境が良好であることから、人員が過剰になる想定はありません。売上高の内訳の詳細については、後述の「分野別の状況」をご参照ください。

当連結会計年度の売上原価は、前期に比べ1,155百万円増加して5,745百万円となり、売上高に対する比率は前期の74.2%から71.8%に改善いたしました。この改善は、主に利益率の高い臨時警備を多く受注したことによるものであります。

販売費及び一般管理費は、前年度に比べ16百万円増加して1,280百万円となり、売上高に対する比率は20.4%から16.0%に改善いたしました。この改善は、主に売上高が大幅に増収となったものの、販売費及び一般管理費の抑制ができたことによるものであります。

営業利益は、前期比642百万円増加し、971百万円となりました。この大幅な増益は、主に前述の増収、販売費及び一般管理費の抑制、及び前期に新型コロナウイルスによる影響があったことによるものであります。

税金等調整前当期純利益は、前期に比べ631百万円増加し、1,050百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ461百万円増加し、736百万円となりました。

次に、分野別の状況をご報告申し上げます。

当社グループは警備事業の単一セグメントであるため、「施設警備分野」、「雑踏・交通誘導警備分野」及び「その他の分野」に分類して、ご報告申し上げます。

施設警備分野

当連結会計年度の施設警備分野の売上高は、前期比1,578百万円増加し、5,872百万円となりました。この大幅な増収は、ストック案件である施設警備の増加、東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び新型コロナウイルス関連の警備を実施したことなどによるものであります。施設警備は、大規模重要施設の施設警備などを新規開始いたしました。東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、競技会場や選手団宿泊施設等の警備を実施いたしました。新型コロナウイルス関連としては、入国・帰国者向け待機宿泊施設や宿泊療養施設の警備を実施いたしました。

雑踏・交通誘導警備分野

当連結会計年度の雑踏・交通誘導警備分野の売上高は、前期比166百万円増加し、1,744百万円となりました。この増収は、新型コロナウイルスのワクチン接種会場の警備を実施したことなどによるものであります。

その他の分野

当連結会計年度のその他の分野の売上高は、前期比68百万円増加し、380百万円となりました。この増収は、マンション代行管理の成長などによるものであります。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2019年3月期)	第36期 (2020年3月期)	第37期 (2021年3月期)	第38期 (2022年3月期)
売上高 (百万円)	5,682	6,415	6,184	7,997
経常利益 (百万円)	426	496	419	1,052
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	277	325	274	736
1株当たり当期純利益 (円)	261.77	216.14	183.68	508.60
総資産額 (百万円)	4,359	4,588	4,875	5,865
純資産額 (百万円)	3,561	3,768	3,722	4,352
1株当たり純資産 (円)	2,364.09	2,501.86	2,578.29	3,004.37

(注) 当社は2018年8月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2019年3月期)	第36期 (2020年3月期)	第37期 (2021年3月期)	第38期 (2022年3月期)
売上高 (百万円)	5,228	5,843	5,604	7,379
経常利益 (百万円)	412	437	333	985
当期純利益 (百万円)	271	294	221	705
1株当たり当期純利益 (円)	256.82	195.48	147.85	487.36
総資産額 (百万円)	4,269	4,441	4,684	5,642
純資産額 (百万円)	3,534	3,710	3,611	4,210
1株当たり純資産 (円)	2,346.12	2,463.24	2,500.83	2,905.94

(注) 当社は2018年8月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社道都警備	30,000千円	100.0%	施設警備、交通誘導警備等の提供

(4) 対処すべき課題

日本経済は、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、企業収益の改善等を背景に持ち直していくことが期待されます。一方で、地政学的リスク等による原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスク、感染症による影響など、不確実性は高い状況が続いております。

当社グループをとりまく経済環境は、凶悪事件などを背景に、引き続き警備業に対する社会的ニーズは底堅い推移が見込まれる一方で、感染症による影響、価格低下圧力、人手不足といった要因によって、警備業界の見通しは不透明性が増しております。

このような経営環境の下、当社グループは、長期的な事業の成長に向けて、売上及び利益拡大に注力しており、価格低下圧力と人手不足が重要課題であると認識しております。価格低下圧力に対しては、“One Person, One License”から“One Person, 10 License”にキーワードをあらため、社員の資格取得により付加価値を高め、受注力を強化してまいります。また、人手不足に対しては、これら資格取得による技術的・職業的スキルの開発を通じて社員エンゲージメントを高め、社員のキャリア形成を後押しすることなどにより、採用力の強化と離職率の低下を図ってまいります。

2022年3月期の業績は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び新型コロナウイルス関連の警備を実施したことなどにより、高い収益を確保することができました。一方で、積極的な若手人材の採用を行ったことなどにより品質と動員力を備えており、お客さまから強い需要を受けております。

このような環境下で、常駐契約の施設警備の受注を積み上げております。また、2022年3月期に新潟県及び広島県に新たに営業所を設置しており、営業活動に取り組んでおります。2023年3月期の連結業績は、前述の東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び新型コロナウイルス関連の反動が大きく、現時点では減

収減益を見込んでおりますが、中長期視点で常駐契約の施設警備の拡大に注力し、持続的かつ安定的な成長に取り組んでまいります。

サステナビリティについて

当社グループは、事業を通じた持続的な成長のためには「マンパワー」が最も重要な経営資産であると認識しております。そのため、「マンパワー」である社員エンゲージメントを高めることこそが、当社グループの持続的な成長と、社会価値創出を実現し、持続可能な社会の実現に貢献するものと考えております。

当社グループが心を得るべき持続可能な開発目標（SDGs）は以下のとおりであると認識しております。

持続可能な開発目標（SDGs）	当社が貢献すべきアクションプラン
1. 貧困をなくそう	安全・安心のラストワンマイルを担うのは、適応力を備えた「マンパワー」であり、当社グループは多くの人材を必要としております。当社グループは、雇用創出やダイバーシティを通じて地域社会に貢献してまいります。
3. すべての人に健康と福祉を	当社グループには、道路交通事故を防止する業務が事業に含まれております。社員の資格取得支援などを通じて、社員の受傷事故防止を含めた道路交通事故の減少を実現し、一人でも多くの人々が安全・安心な日常社会を営む社会に貢献してまいります。
4. 質の高い教育をみんなに	当社グループは、“One Person, 10 License”とスローガンを掲げて社員の資格取得をサポートしており、技術的・職業的スキルの開発による社員エンゲージメントの向上に貢献してまいります。
5. ジェンダー平等を実現しよう	当社グループは、ダイバーシティ推進及び人材確保のため、女性の職域確保を重要な戦略と位置づけており、当社グループの成長を通じて、ジェンダー平等に貢献してまいります。
8. 働きがいも経済成長も	当社グループの事業は労働集約型セクターに該当しますが、サービスの付加価値向上による生産性向上を目指しております。当社グループのコア事業である警備業は、持続可能な社会の実現に多大な影響を及ぼす事業であると認識しており、警備業界と警備員の社会的地位の向上につとめてまいります。
11. 住み続けられるまちづくりを	当社グループは、事業を通じてユーザーの防災・減災に貢献しております。また、災害発生時には、グループコントロールセンターが指揮命令系統の中核として、当社グループ及びユーザーのBCPを担います。
16. 平和と公正をすべての人に	当社グループは、安全・安心の提供による社会価値の創出を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主な事業内容
警備事業	オフィスビルや重要施設等の施設警備、イベント警備、交通誘導警備、ボディガード、駐車場障害対応、マンション代行管理等の提供

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都千代田区
支社及び営業所	東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、山梨県、宮城県、福島県、茨城県、福井県、広島県、新潟県

② 子会社

㈱道都警備	北海道
-------	-----

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
642名 (1,251名)	77名増 (25名減)

- (注)1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を記載しております。
2. 従業員数には企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含んでおり
ます。

② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
626名 (1,088名)	76名増 (5名減)	33.8歳	5.3 年

- (注)1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を記載しております。
2. 従業員数には、他社への出向者を除き、他社からの出向者を含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、正規従業員の平均値で算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	133,320千円
株式会社三井住友銀行	125,000 〃
株式会社りそな銀行	58,340 〃

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,448,796株 (自己株式57,704株を除く)
- (3) 株主数 969名
- (4) 株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 会 社 あ っ と プ ラ ニ ン グ	605千株	41.76%
マックスコーポレーション株式会社	100千株	6.90%
株 式 会 社 ケ イ ・ エ ス ・ エ ス	80千株	5.52%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	50千株	3.46%
セ コ ム 株 式 会 社	45千株	3.11%
我 妻 紀 子	43千株	2.97%
我 妻 文 男	36千株	2.53%
共栄セキュリティサービス社員持株会	35千株	2.48%
合 同 会 社 K - m a c	34千株	2.35%
阿 部 克 巳	33千株	2.34%

※持株比率は、自己株式57,704株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	我 妻 文 男		(株)道都警備 取締役
取 締 役	我 妻 和 文	財務経理部長	(株)CSPパーキングサポート 専務取締役
取 締 役	佐 藤 貞 治	業務部長	(株)道都警備 代表取締役
取 締 役	河 近 芳 昭		(株)ユアーズプレーン東京 代表取締役 (株)道都警備 取締役
取 締 役	大 木 隆 生		東京慈恵会医科大学 外科講座統括責任者・教授
常 勤 監 査 役	伊 藤 芳 雄		(株)道都警備監査役
監 査 役	大和田 好博		
監 査 役	吉 田 愛		吉田愛法律事務所

- (注) 1. 取締役河近芳昭氏及び大木隆生氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役伊藤芳雄氏及び吉田愛氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役河近芳昭氏及び大木隆生氏、監査役伊藤芳雄氏及び吉田愛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役伊藤芳雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役吉田愛氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞任日	辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況
阿 部 克 巳	2021年11月30日	取締役 財務経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度といたします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役ならびに子会社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を当該保険契約により補填することとしております。

なお、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する行為については、補償対象外としております。

また、役員候補者がある場合、各候補者が取締役及び監査役に選任された場合、いずれの候補者も当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。

(4) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役報酬については、職位に職責の重みを考慮して決められた基本報酬(固定報酬)、会社業績や業績への貢献度をもとに決定される業績連動報酬、株主への貢献度が高いと認められる役員への個別評価報酬で構成しております。

なお、業績連動報酬の一部について、株主の立場で、会社の持続的成長と企業価値向上に向け業務執行に取り組んでいくためのインセンティブとして、株式報酬制度を導入しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年9月30日であり、決議の内容は、取締役及び監査役の報酬限度額についてであり、取締役の報酬限度額は年500百万円以内、監査役の報酬限度額は年30百万円以内として、決議されております。当社は、定款によって取締役は10名以内、監査役は5名以内と定められております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役2名)、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任事項

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会及び監査役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役月額報酬については代表取締役が取締役会に諮って決定することとしております。監査役報酬については、取締役会の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役の協議において決定しております。

なお、当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び監査役会の活動は、取締役会は2021年6月29日開催の取締役会において取締役報酬について審議し、上記の方針に則り決定しております。監査役会は監査役報酬について2021年6月29日開催の監査役会において、全会一致にて決議しております。

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合の決定の方針は、役員報酬に関する細則によって定められております。

また、業績連動報酬に係る指標は、前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、会社業績や業績への貢献度を反映するためであります。業績連動報酬の額の決定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益に支給割合を乗じた金額を最大枠とし、代表取締役が取締役会に諮って決定することとしております。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標は、2021年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益274百万円であります。当事業年度の取締役の報酬につきましては、2021年6月29日開催の取締役会の決議により決定しております。

④ 取締役及び監査役報酬の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	108,505	98,400	10,105	-	6
（うち社外取締役）	8,400	8,400	-	-	2
監査役	8,400	8,400	-	-	3
（うち社外監査役）	7,200	7,200	-	-	2
合計	116,905	106,800	10,105	-	9
（うち社外役員）	15,600	15,600	-	-	4

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2016年9月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2016年9月30日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役河近芳昭氏は、(株)ユアーズブレーン東京の代表取締役及び(株)道都警備の取締役であります。当社は、(株)ユアーズブレーン東京との間に重要な取引はありません。また、(株)道都警備は当社の連結子会社であります。
- ・取締役大木隆生氏は、東京慈恵会医科大学外科学講座統括責任者・教授であります。当社は、東京慈恵会医科大学との間に重要な取引はありません。
- ・監査役伊藤芳雄氏は、(株)道都警備の監査役であります。(株)道都警備は、当社の連結子会社であります。
- ・監査役吉田愛氏は、吉田愛法律事務所（弁護士）であります。当社は、吉田愛弁護士事務所との間に重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	河近芳昭	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、取締役会において、公認会計士として多様な企業での監査実務経験と内部統制に関する高い専門性、及び会計事務所でのキャリアを通じた企業経営、M&A及び会計に関する幅広い見識に基づく助言、提言を行っております。
取締役	大木隆生	2021年6月29日に開催した定時株主総会にて社外取締役に就任後、取締役会14回のうち14回に出席し、取締役会において、国際的な医療分野での豊富な経験と高い見識及び専門性、政府の公的会議の民間議員を歴任するなど幅広い知識やネットワークをもとに、人々の安全・安心に寄与する観点からコーポレートガバナンスや健康経営等に関する有益な助言、提言を行っております。
監査役	伊藤芳雄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に、監査役会に14回のうち14回に出席いたしました。取締役会、監査役会において、主に出身分野である金融・資本市場での経営経験を含む豊富な実務経験に基づく高い見識、上場会社における監査等委員のキャリアを通じた企業経営及び会計に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べております。
監査役	吉田愛	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に、監査役会に14回のうち14回に出席いたしました。取締役会、監査役会において、主に弁護士としての高い専門性、ビジネススクールでの経営法務の特任准教授の経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社社外取締役は、業務執行を担う取締役に対し、独立した客観的な立場から、会社の事業方針や経営活動に関する意見を述べるとともに、法令又は定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われるのを未然に防止することが求められます。当社社外取締役河近芳昭氏は、公認会計士という職業的専門家の立場から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、かかる専門的な知見をもとに独立かつ客観的な立場から取締役会に出席し、意見を述べております。また、通年を通じて、サービス提供の場や子会社への視察を通じて当社事業に関する知見を高めるとともに、社内における会議や研修会等に参加して助言を述べる等の活動も行っております。また、監査役会及び内部監査室との連携も定期的に行っており、コーポレートガバナンスの観点から必要と判断した活動及び適切な助言・提言を適時実施しております。当社社外取締役大木隆生氏は、医療分野での豊富な経験と高い見識及び専門性、政府の公的会議の民間議員を歴任するなど幅広い知識やネットワークを有しており、新型コロナウイルスのパンデミックにおける経営体制や健康経営を含め、グループの中長期的な企業価値の向上のための有益な助言、提言をいただくことが期待されていたところ、かかる専門的な知見をもとに独立かつ客観的な立場から取締役会に出席し、意見を述べております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	4,680,349	【流動負債】	1,280,234
現金及び預金	3,729,298	支払手形及び買掛金	79,974
受取手形及び売掛金	890,810	1年内返済予定の長期借入金	115,004
貯蔵品	3,836	未払金	674,184
その他	56,766	未払法人税等	294,880
貸倒引当金	△362	賞与引当金	44,405
【固定資産】	1,184,978	その他	71,785
有形固定資産	283,373	【固定負債】	232,380
建物及び構築物	81,954	長期借入金	201,656
機械装置及び運搬具	16,955	資産除去債務	14,510
土地	216,077	その他	16,213
その他	35,189		
減価償却累計額	△66,803	負債合計	1,512,614
無形固定資産	9,219	(純資産の部)	
その他	9,219	【株主資本】	4,350,834
投資その他の資産	892,385	資本金	498,707
投資有価証券	176,904	資本剰余金	529,565
長期貸付金	54,711	利益剰余金	3,501,058
繰延税金資産	47,177	自己株式	△178,496
投資不動産	575,258		
減価償却累計額	△49,130	【その他の包括利益累計額】	1,879
投資不動産(純額)	526,127	その他有価証券 評価差額金	1,879
その他	88,991		
貸倒引当金	△1,526	純資産合計	4,352,713
資産合計	5,865,328	負債・純資産合計	5,865,328

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,997,527
売 上 原 価		5,745,997
売 上 総 利 益		2,251,530
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,280,409
営 業 利 益		971,120
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	156	
受 取 配 当 金	5,472	
受 取 地 代 家 賃	41,979	
助 成 金 収 入	59,147	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	148	
そ の 他	2,078	108,982
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	916	
賃 貸 収 入 原 価	25,410	
そ の 他	1,111	27,437
経 常 利 益		1,052,665
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	530	530
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,943	2,943
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,050,252
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	342,287	
法 人 税 等 調 整 額	△28,588	313,698
当 期 純 利 益		736,554
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		736,554

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	4,464,704	【流動負債】	1,202,512
現金及び預金	3,584,576	買掛金	79,483
売掛金	831,729	1年内返済予定の長期借入金	115,004
貯蔵品	2,719	未払金	625,397
前払費用	33,132	未払費用	52,898
その他	12,547	未払法人税等	273,556
【固定資産】	1,177,981	預り金	9,081
有形固定資産	245,937	前受収益	3,139
建物	70,548	賞与引当金	42,699
機械及び装置	7,545	その他	1,250
車両運搬具	4,834	【固定負債】	230,063
工具、器具備品	34,301	長期借入金	201,656
土地	183,559	資産除去債務	12,193
減価償却累計額	△54,852	その他	16,213
無形固定資産	8,971	負債合計	1,432,575
商標権	951	(純資産の部)	
ソフトウェア	7,717	【株主資本】	4,208,232
その他	303	資本金	498,707
投資その他の資産	923,072	資本剰余金	529,565
投資有価証券	133,092	資本準備金	468,707
関係会社株式	80,320	その他資本剰余金	60,858
出資金	10	利益剰余金	3,358,456
従業員に対する長期貸付金	2,270	利益準備金	12,500
長期貸付金	52,000	その他利益剰余金	3,345,956
破産更生債権等	88	別途積立金	1,540,000
繰延税金資産	44,534	繰越利益剰余金	1,805,956
投資不動産	575,258	自己株式	△178,496
減価償却累計額	△49,130	【評価・換算差額等】	1,879
投資不動産(純額)	526,127	その他有価証券評価差額金	1,879
その他	84,906	純資産合計	4,210,111
貸倒引当金	△278	負債・純資産合計	5,642,686
資産合計	5,642,686		

損 益 計 算 書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,379,247
売 上 原 価		5,373,912
売 上 総 利 益		2,005,334
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,141,569
営 業 利 益		863,764
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	151	
受 取 配 当 金	45,472	
受 取 地 代 家 賃	41,979	
助 成 金 収 入	59,147	
そ の 他	1,984	148,735
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	916	
賃 貸 収 入 原 価	25,410	
そ の 他	488	26,815
経 常 利 益		985,684
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	530	530
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,943	2,943
税 引 前 当 期 純 利 益		983,271
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	304,965	
法 人 税 等 調 整 額	△27,483	277,481
当 期 純 利 益		705,790

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

共栄セキュリティーサービス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大兼 宏章
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堤 康
--------------------	-------	-----

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共栄セキュリティーサービス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共栄セキュリティーサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

共栄セキュリティーサービス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大兼 宏章

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

堤 康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共栄セキュリティーサービス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者ならびに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、ならびに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、ならびに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

共栄セキュリティーサービス株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 芳雄 ㊞
監査役 大和田 好博 ㊞
監査役 吉田 愛 ㊞

(注) 監査役伊藤芳雄氏及び吉田愛氏は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、業績、配当性向、内部留保の充実と財務体質の強化等を総合的に勘案して、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。

これらを踏まえ、第38期につきましては、ストック案件である大規模重要施設の新規開始、東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備の受注、新型コロナウイルス感染拡大防止に関連する警備の受注があったことから、通期業績予想を上方修正したこと等を勘案し、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい環境に置かれている株主の皆様へ還元するため、特別配当60円00銭を加え、2022年3月期の期末配当予想を1株当たり150円に修正することを決定いたしました。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき150円（うち、普通配当90円・特別配当60円）
総額217,319,400円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

① 減少する資本金の額

資本金 398,707,000円

② 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月1日

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役は、2020年6月26日開催の当社定時株主総会において選任いただいた5名及び2021年6月29日開催の当社定時株主総会において選任いただいた1名の計6名のうち、阿部克巳氏は2021年11月30日付で辞任し、他の5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定を行うため、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>再任</p> <p>あづま ふみ お 我妻文男 (1958年10月20日生)</p>	<p>1982年4月 共栄警備保障(株) 入社 1985年5月 当社設立 代表取締役 2012年6月 当社代表取締役 会長 2016年9月 (株)道都警備 取締役 (現任) 2017年6月 当社代表取締役 社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社道都警備 取締役</p>	36,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>1985年の創業以来、一貫して代表取締役として当社の成長を牽引してきました。グループ経営全体を統括しており、適切な意思決定・経営の監督を行っております。また、強力なリーダーシップを発揮し、グループの中長期的な企業価値の向上と持続的成長を進めております。これらの豊富な経験と実績をもとに、グループ経営の監督、更なる企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>あづま かず ふみ 我妻和文 (1962年4月29日生)</p>	<p>1986年4月 三好緑化土木(株) 入社 1993年4月 当社入社 1998年7月 当社取締役 2012年6月 当社代表取締役 社長 2016年1月 当社取締役 社長 2016年10月 (株)CSPパーキングサポート 専務取締役 2017年6月 当社専務取締役 2020年5月 当社専務取締役 営業部長 2020年6月 当社取締役 営業部長 2022年2月 当社取締役 財務経理部長 (現任)</p>	5,400株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>1993年入社後、警備事業や駐車場管理事業に従事し、当社の成長に貢献してきました。取締役営業部長として、競争力の向上と取引規模拡大に尽力しており、重要施設や世界的スポーツイベントの警備の受注により、収益に大きく貢献いたしました。これらの豊富な経験と実績をもとに、グループ経営の監督、事業の拡大を通じた企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>再任</p> <p>佐藤 貞治 (1967年7月8日生)</p>	<p>1996年5月 当社入社 2015年5月 当社東北本部長 2016年6月 ㈱道都警備 代表取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役 2020年5月 当社取締役 業務部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社道都警備 代表取締役</p>	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p>			
<p>1996年入社後、営業所の運営等の事業経験を経た後、取締役業務部長及び株式会社道都警備代表取締役として、事業を成長させております。2020年からは、グループの採用強化などに尽力しており、当事業年度においては重要施設や東京五輪・パラリンピック警備の需要等により、収益に大きく貢献いたしました。これらの豊富な経験と実績をもとにグループ経営の監督、事業の拡大を通じた企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>河近 芳昭 (1967年12月8日生)</p>	<p>1990年4月 新日本証券㈱ (現 みずほ証券㈱) 入社 1996年8月 ㈱ユアーズブレーン・齋藤税理士事務所 入所 2000年10月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2007年7月 河近公認会計士事務所 開業 ㈱ユアーズブレーン東京設立 代表取締役 (現任) 2016年9月 当社取締役 (現任) 2017年2月 ㈱道都警備 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ユアーズブレーン東京 代表取締役 株式会社道都警備 取締役</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p>			
<p>公認会計士として、多様な企業での監査実務経験と内部統制に関する高い専門性、及び会計事務所でのキャリアを通じた企業経営・M&A及び会計に関する幅広い見識を有しており、当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。</p>			
<p>かかる経験・実績・見識を踏まえ、グループの中長期的な企業価値の向上のため、独立社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会最終の時をもって5年9ヶ月であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> おおき たか おお 大 木 隆 生 (1962年8月12日生)	1987年4月 東京慈恵会医科大学 臨床研修医 1989年4月 同大・第一外科 入局 1995年7月 米国アルバートアインシュタイン医科大学 血管外科研究員 2002年3月 同大モンテフィオーレ病院 血管外科部長 2005年12月 同大 外科学教授 2006年4月 東京慈恵会医科大学 外科講座教授・血管外科部長 (現任) 2006年6月 ㈱Endovascular Japan 代表取締役 (現任) 2007年4月 東京慈恵会医科大学 外科学講座 統括責任者 (現任) 2020年6月 内閣官房未来投資会議 民間議員 2020年8月 東京慈恵会医科大学 対コロナ院長特別補佐 2021年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 東京慈恵会医科大学 外科講座統括責任者、教授	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>東京慈恵会医科大学において外科学講座統括責任者及び教授を務めており、医療分野での豊富な経験と高い見識及び専門性を有しております。また、政府の公的会議の民間議員を歴任するなど幅広い知識やネットワークを有しており、当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。</p> <p>かかる経験・実績・見識を踏まえ、新型コロナウイルスのパンデミックにおける経営体制や健康経営を含め、グループの中長期的な企業価値の向上のため、独立社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p>			

- (注) 1. 我妻和文氏は代表取締役社長我妻文男氏の三親等以内の親族であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 河近芳昭氏及び大木隆生氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は現在、河近芳昭氏及び大木隆生氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。本議案が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・訴訟費用を補填いたします。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、河近芳昭氏及び大木隆生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。同氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>再任</p> <p>社外監査役</p> <p>伊藤 芳雄 (1952年2月15日生)</p>	<p>1974年4月 新日本証券㈱(現 みずほ証券㈱)入社</p> <p>2007年5月 三津井証券㈱ 代表取締役副社長</p> <p>2008年4月 同社 代表取締役 社長</p> <p>2012年7月 ㈱ペガコーポレーション 監査役</p> <p>2015年7月 同社 社外取締役(監査等委員)</p> <p>2018年6月 当社常勤監査役(現任)</p> <p>2018年6月 ㈱道都警備 監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社道都警備 監査役</p>	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>出身分野である金融・資本市場での経営経験を含む豊富な実務経験に基づく高い見識、上場会社における監査等委員のキャリアを通じた企業経営及び会計に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べております。</p> <p>かかる経験・実績・見識を踏まえ、グループの中長期的な企業価値の向上のため、独立社外監査役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。</p>			
2	<p>再任</p> <p>社外監査役</p> <p>吉田 愛 (1973年10月30日生)</p>	<p>2001年10月 マリタックス法律事務所 入所</p> <p>2016年6月 中央大学ビジネススクール大学院 戦略経営研究科 准教授(現任)</p> <p>2019年6月 当社監査役(現任)</p> <p>2021年11月 吉田愛法律事務所 開業(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>吉田愛法律事務所</p>	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>弁護士としての高い専門性、ビジネススクールでの経営法務の特任准教授の経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べております。</p> <p>かかる経験・実績・見識を踏まえ、グループの中長期的な企業価値の向上のため、独立社外監査役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>新任</p> <p>社外監査役 あらいけい たろう 新井 啓太郎 (1955年2月6日生)</p>	<p>1979年1月 日本警備保障(株) (現 セコム(株)) 入社</p> <p>2005年4月 セコムジャスティック(株) 代表取締役 社長</p> <p>2010年4月 セコム(株) 執行役員</p> <p>2015年6月 日本原子力防護システム(株) 常務取締役</p> <p>2017年6月 セコム(株) 常務執行役員</p> <p>2022年4月 当社顧問 (現任)</p>	一株

【社外監査役候補者とした理由】

警備最大手のセコムグループにおける経営経験、警備業の豊富な知識、経験や高い見識を有しております。

かかる経験・実績・見識を踏まえ、グループの中長期的な企業価値の向上のため、独立社外監査役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は現在、伊藤芳雄氏及び吉田愛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。本議案が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。また、新任の社外監査役候補者である新井啓太郎氏についても、当該契約を締結する予定であります。

3. 当社は、当社監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・訴訟費用を補填いたします。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

4. 当社は、伊藤芳雄氏及び吉田愛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。同氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。また、新井啓太郎氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届出ております。

以 上

第38期定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館3階 ベルサール神保町



交通等のご案内

「九段下」駅

半蔵門線
東西線
新宿線
半蔵門線
新宿線
三田線

5 出口より徒歩3分

「神保町」駅

A2 出口より徒歩4分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※総会ご出席様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。